

Title	水戸学藤田派農政論の認識と思想
Sub Title	The knowledge and thought about the agricultural economy among Fujita party of Mito school
Author	小室, 正紀
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.特別号-II (1990. 3) ,p.223- 240
JaLC DOI	10.14991/001.19900302-0223
Abstract	
Notes	中村勝己教授退任記念論文集：東洋および日本経済史・思想史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900302-0223

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

水戸学藤田派農政論の認識と思想

小室正紀

1. 課 題

本稿の課題は、後期水戸学において非常に大きな影響力をもった藤田派の農政論を取り上げ、次の二点について思想史上の性格を再検討することである。第一には藤田派の農政論が当時の農村経済の現状をどのように認識していたか。第二には、この認識と彼等の農政上の主張はいかなる形で結び付けられていたかという二点である。

周知のように、後期水戸学は史学思想、政策論、国家論、社会思想にわたる広範な実践的性格を持つものであったが、その中でも、本稿で取り上げる藤田派は寛政期以降の水戸藩改革派の主流を形成したものであった。彼等の言動は水戸藩の天保改革の基本的な方針となったばかりでなく、幕藩体制の直面していた「内憂外患」の危機に対処する指針として、尊皇攘夷運動に理論的根拠を与え、幕末の思想界を先導するものの一つとなっていた。この意味で藤田派の思想は、明治維新ひいては日本の近代の性格を考える上で無視できないものであろう。

このために藤田派の思想に関する研究は少なくないが、戦後の研究の中心的な一傾向は藤田派の政治経済思想がいかなる社会層の立場で主張されていたかを考察するものであった。こうした視角からの研究では、藤田派の思想は基本的には被支配層に対する根本的不信観を内包しており、国民の全一体性を否定するものであり、むしろ封建的秩序再認識のイデオロギーで、近代国民主義とは逆の要素の強い反動的な思想と考えるのが一般的であった。⁽¹⁾

さらに、この視角を強めたものは、常陸地方の社会経済史的研究と藤田派の農政思想を結び付ける試みだろう。⁽²⁾例えば、次のような経済史的把握が行われる。すなわち、近世後期の水戸藩農村の経済状況は「苛酷な年貢収奪」に規定され、農民的余剰の一般的成立は望むべくもなく、そこで見られたものは商業的農業の発展とは無縁の「封建経済そのものの衰微」であり、「封建制解体期における〈後進〉地型」の典型であったというものである。そしてこの経済史的状況に直接対応する

注（１） 丸山真男「国民主義の前期的形成」1944（『日本政治思想史研究』1952 所収）、遠山茂樹「水戸学の性格」1944（中村考也編『生活と思想』1944 所収）、同「尊皇攘夷思想とナショナリズム」1948（東洋文化講座『尊皇思想と絶対主義』1948 所収）などが、こうした視角を方向づけたものである。

（２） ここでは、この種の研究の典型として、芝原拓自『明治維新の権力構造』1965、御茶ノ水書房、をあげておく。

思想として藤田派農政論が位置付けられた。すなわち、藤田派の農政論の中心政策——領内一円総検地により個々の農地の生産力の実態と年貢高を比例させ、地主・豪農の不当な利益を削る一方で、重課の田畑を抱えがちな中・下層農を助けその没落を防ぐと言うもの——は富の増大ではなく、富の不変を前提とした「消極的貧富平均論」であり、それは貧富の差を無くすことを名目としつつも、その実「封建経済そのものの衰微」に対処して、「封建的搾取の安定化」を目的とするものであり、まさに常陸農村経済の後進性から必然的に生まれざるを得なかったものと評価する。また後期水戸学の尊皇攘夷論もこの農政論と不可分の物であり、内外からの幕藩制の危機をもっとも敏感に感じざるを得なかった中・下士層の封建反動的イデオロギーであったと性格づけるのである。

藤田派農政論が常陸農村経済の後進性に多くの点で規定されていることは、勿論、否定しがたいものである。しかし、上の見方のように常陸農村経済の後進性を直線的に藤田派農政論に結び付けることには、いくつかの問題点がある。第一には、常陸農村が相対的に経済後進地であったことは確かであるが、それが果たして「封建経済そのものの衰微」と呼ぶべきものであったか。また、たとえ後進的な性格が強かったとしても、それは当時の人々の目にも経済の退歩としか映りようのないような、そんな明白なものだったのだろうかという点だ。こうした疑問が出てくるのは、例えば、水戸藩内の荒廃現象のなかにも、農民的商品生産の発展、小ブルジョア的発展もあった、という見解が早くから出されているからである。また、常陸地方でも江戸地回り経済圏の形成などを契機と⁽³⁾した農・工・商間の産業構造の転換が進んだとも考えられている。さらにまた、文政期を境とする全国的な経済状態の変化も多く⁽⁴⁾の研究において指摘されている。つまり、現実がどうであったかはともかく、少なくとも当時の人々の主観的認識の対象としては当時の常陸農村はそれ程単純なものではなかったのではないだろうか。

第二の問題点は、常陸農村の状況が「封建経済そのものの衰微」であれ「小ブルジョア的発展」であれ、ある経済的現状に対して常に一定の認識が生まれるとは限らないという点だ。多様な様相をもつ現状のいかなる面をどのような比重をもって認識するかは、すぐれて認識主体の側の問題であるからだ。この意味で、近世後期水戸藩内の党派的分立を踏まえ、それぞれの党派による現状把握と農政論の相違を把握しようという研究があるが、⁽⁵⁾このような試みはさらに展開されるべきだろ

注(3) 幕末期に常陸地方にある程度の小商品生産者の発生が認められるという立場に立つ研究として、木戸田四郎『明治維新の農業構造』をはじめとする一連の木戸田の研究があり、芝原との間に論争がある。

(4) 江戸地回り経済圏と常陸地方の関係については、上記木戸田の研究に加え、林玲子「江戸地回り経済圏の成立過程」(大塚久雄編『資本主義の形成と発展』所収)がある。

(5) とりわけ、文政の貨幣改鋳を契機とした物価の上昇が大きな影響を与えたと思われる。近世後期の物価については、中井信彦編『近世後期における主要物価の動態』1952 日本学術振興会；新保博『近世の物価と経済発展』1978、東洋経済新報社。

(6) 乾 宏巳、井上勝生「長州藩と水戸藩」(『岩波講座 日本歴史 12』1976 所収)における乾氏の整理はこの観点から参考となる。但し乾氏は藤田派、立原派の財政論を分類してはいるが、両者の間に本質的な意見の相違は認めておらず、立原派の藤田派からの分離は結局、藤田派の露骨な党派の結合への反発であったとしており、現実に対する両者の認識の相違は余り重視していない。

う。そして、中でも後期水戸学の主流であった藤田派の現状認識の特質は一層詳細に検討する必要があると言えよう。

第三の問題点は、経済的現状に対するある認識が不可避免的に一定の政策主張に結び付くとは限らないという点だ。つまり、藤田派の人々が農村荒廃に対してある共通の認識をしたとしても、そこから必然的に領内一円総検地という主張が生まれなければならないとは限らないということだ。経済状況に対する認識と主張の間には、他の社会状況に対する認識——例えば、政治的・軍事的状況認識——や主体を包み込んでいる思想的伝統といった媒介項があるはずである。思想史研究ではこの媒介の仕方それ自体が重要な意味を持つ場合があるのであり、藤田派農政論の研究でもこの点が問われなければならないまい。

藤田派農政論研究のこうした問題点に対し、本稿では、まず藤田派農政論を検討する前提として、当時の常陸農村が、それを観察した人々の間にどの程度多様な主観的認識を生み出しているものであったか、という観点から経済史的な再検討をする。第二には、藤田派農政論が当時の常陸農村経済のいかなる面をどのような比重をもって認識したかを検討する。そして最後に、何故、彼等の認識から領内一円総検地を中心とする具体的な政策主張が出て来たかを考察する。また、これらの考察を通して藤田派農政論の思想的な特質の一面を描くものである。

2. 近世後期常陸農村経済の再検討

初めに水戸藩を例として常陸農村の変化を巨視的に見てみよう。〔表1〕に整理したように、享保後半の水戸藩の石高は約38万5千石、免(貢租率)の実績の平均は42%で貢租収入額は約16万2千石、人口は約30万6千人。これに対して天保検地前の天保前半の免の平均は29%で貢租収入額は約11万2千石、人口は約24万3千人である。つまりこの二期間の間に貢租収入は31%余り減って領主財政の窮乏化を招き、また人口も21%減少し藩全体としては「荒廃」が進んだことは事実だろう。しかし注意しなければならないのは、人口の減少率よりも貢租総額の減少率のほうが大きく、結果

〔表1〕 水戸藩の年貢・人口の変化⁽⁷⁾

	寛永18年	元禄前後	享保後半	文政3年	天保前半	天保14年
内 高**	369,000	37,3000	38,5000	382,000	387,000	317,000
貢 租 率	—	0.37	0.42	0.29*	0.29	—
貢租総額**	—	138,000	162,000	111,000*	112,000	—
人 口	—	277,000	306,000	228,000	243,000	245,000
貢租/人**	—	0.498	0.529	0.487	0.469	—

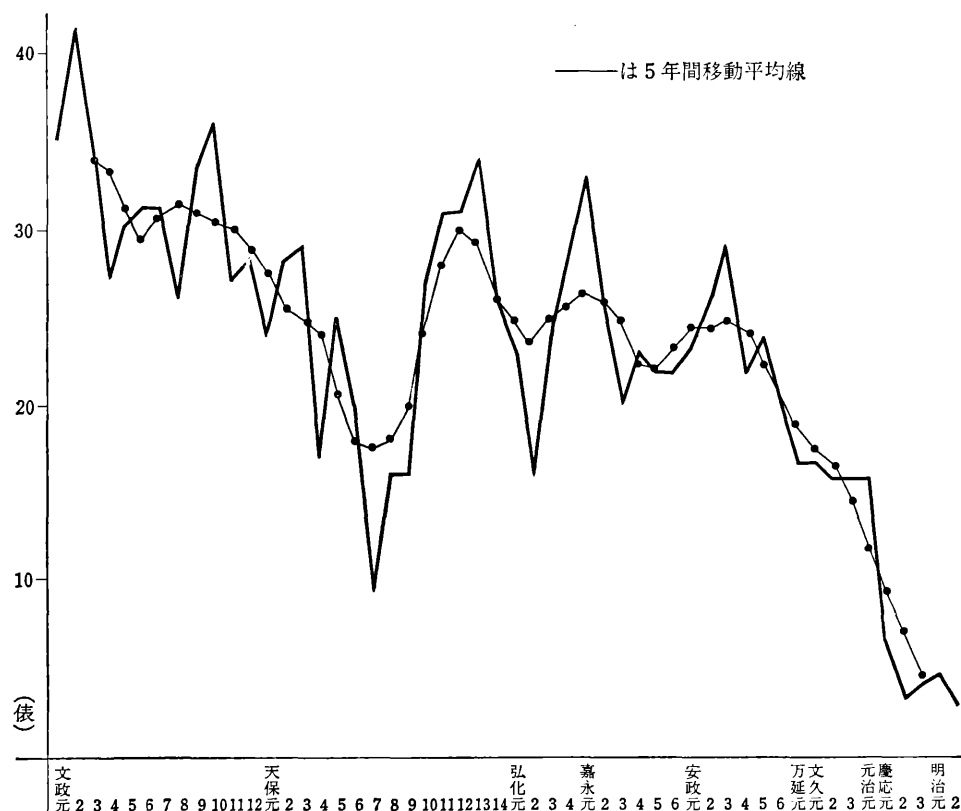
(*の数字は文政9年のもの、**の単位は石)

注(7) 内高は、水戸市史編纂委員会編、『水戸市史』中巻1、1968、p.60、及び同書中巻2、p.151より作成。貢租率は、同書、中巻2、p.10、p.151。同書、中巻3、p.82、p.528より作成。人口は、同書、中巻1、p.70による。

としては一人当りの負担貢租額は11%程度減少している点だ。これは人口減少期の後まで村に残っていた農民にとっては租税負担を軽減できる可能性があったことを物語るものだろう。そして、その可能性は、より土地生産性がよくより貢租負担の少ない耕地を選択的に耕作することで実現されたといえる。

寛政期に藩が行った調査では、農家人口が郷町や浜町に片寄り村方で荒地が増大していること、また農民が商売を好み、田畑の持高を減らして耕作し、残りは「散田棄作り」(不作と判定されて貢租が免除となるように形式的に耕作すること)⁽⁸⁾にしていることを報告している。これは勿論、厳しい貢租収奪の下で経済力の弱い零細農などが没落し村を離れ、田畑を捨てなければならないという苦しい選択の結果であったかもしれない。しかしそれと同時に、成長しつつあった他の雇用機会からの収益と比較して採算性の悪い耕地は「散田棄作り」とし、残りの耕地で労働集約的に比較的収益性の高い耕作をする、という言わば選択的耕作が行われたという側面も重要である。

一方、農村人口は享保11年の約31万8千を頂点として近世後半を通じて減り続け文化元年に22万4千人にまでなるが、それを底として上昇に転じ、天保14年で既に24万5千人まで回復しており、この増加傾向は明治に向かってさらに続いたと考えられている。⁽⁹⁾このことから、ほぼ文化期前後を



〔図1〕 城下近辺粃値段とグラフ (金十両の粃俵)⁽¹⁰⁾

注(8) 坂場秘謙『国用秘録』(茨城県史編纂委員会編『近世史料』1971, 所収)の中での報告。

境に何らかの状況の変化があったことが想像できよう。

この変化の要因としてはいくつかのことが考えられるが、そのうちの一つは農産物価格の上昇だろう。文政元年以来の幕府の貨幣改鋳を契機に全国的に物価上昇が進んだと言われているが、水戸においてもそのような傾向が観察できる。〔図1〕は水戸の城下近辺の文政元年以降の米価の動きだが、文政中期より明らかに上昇傾向を示し天保3年（天保4年の第一回天保凶作の前年）以前の段階で、文政初期の水準よりも15%程度上昇している。この米価の上昇が農業経営にプラスの影響を与えたことは、例えば、長島尉信という人物の経済情勢観からも分かる。長島については別な所で論じたことがあるが、⁽¹²⁾常陸土浦の在の小田村の名主で農政家として一時、水戸藩にも雇われた人物である。彼は経済情勢の変化を次のように見ていた。「(文化年間には)世間食物価廉なれば、仮田しても食を得べしとするものなき故、田畑多く持つもの田畑を持て余し、畝段つまり又は土の瘦せたるハ金米ヲ添えて仮し、或ハ無価ニてもその地主へ戻し、或ハくれたるもありて貧富所をかへる時トなりき、近年天保凶作以来米穀値よろしく、農人に田畑の価もよく成ると承る、農を勧るの節といふべし」と。⁽¹³⁾つまり、文化年間には田畑を小作に出そうと思っても、あるいは売り払おうと思っても、食物価格が安いために小作人も田畑の買手もなかった。しかし天保凶作以来米穀価格が高く田畑の地価も高くなり、農業を奨励するのは今だ、というのが長島の考えであった。この証言では、穀価の上昇による農業に有利な状況の展開は天保凶作（天保4年）以来と言っているが、〔図1〕の米価動向から考えれば、文政期からすでに米価は上昇しはじめており、農業経営に有利な傾向が存在し始めていたことは十分考えられよう。

しかし、この穀物価格の上昇の開始は早くても文政中期であるが、人口の微増傾向への転換は、それより20年近く早く始まっている。このことを説明するためには、他の原因も考えねばなるまい。この点で注目されるのは、木戸田四郎氏の早くからの主張だろう。⁽¹⁴⁾同氏によれば、近世後期の常陸農村においては、年貢収奪と特権商人による流通過程からの収奪という二重の収奪のもとで零細農が窮乏化し離農・離村し、また彼等からの労働力供給に依存していた上層農の一部も没落してゆき、3石〜11石の中層農に集中する形で「荒廃」が進む。しかし、この「荒廃」を切り抜けて残った中農層の中には、農民的流通を担い、また小商品生産者として富裕化してゆくものがみられる。これらの富裕農の一部は上昇し問屋商人と同質化してゆくが、その一方、問屋に前貸的に支配されない富裕農の自由な営業活動も存在し、寛政期以降それが活発化してゆく。こうして常陸農村の荒廃現

注(9) 前掲、『水戸市史』中巻1, p. 70 による。

(10) 前掲、『水戸市史』中巻3, p. 443 より作成。

(11) (注5) 参照。

(12) 拙稿「幕末、一老農の税制分析——常陸国、長島尉信の場合——」(『三田学会雑誌』75-3, 1982. 6)、同「長島尉信の田制史研究と土地所持権思想」(『三田学会雑誌』78-5, 1985. 12)。

(13) 長島尉信『おだまき』別録 p. 181 (『筑波町史 史料集 第3編』筑波町史編纂委員会 1980. 5)。

(14) 木戸田四郎「関東農村の荒廃とブルジョア的発展」(『社会経済史学』36-5, 1971)。また近年においても、木戸田四郎「農村荒廃の回復と富農層」(『茨城大学人文学部紀要』19号, 1986. 3, 20号, 1987. 3) など従来の見解を補強している。

象のなかにも「小ブルジョアの発展」への方向性をもった「それなりの商品経済の発展はみとめられた」というのである。

人口の微増傾向が文化期（1804～17）に始まっていることを考えたとき、この見解は参考になるといえるし、また最近の研究により傍証される面もある⁽¹⁵⁾。ただ、木戸田氏は、主に和紙生産、煙草生産、木材・薪炭生産などのいわゆる特産物生産村落の分析を基礎にこの見解を展開しているが、このような特定地域での生産に限定されない広範囲な小商品生産の進展も考えねばなるまい。そのなかでも、後に考える農政論との関係で注目すべきものは雑穀を始めとする各種の一般的畑方生産物の商品化であろう。常陸においては明治10年になっても米・麦・大豆といった「普通農産物」が生産高の88%という高率を占めていた⁽¹⁶⁾。このことは、時として、常陸が自給的経済に停滞していた象徴と考えられがちである。しかし、近世後期の関東農村においては、実は、畑方の「普通生産物」である大豆・麦そのものが重要な商品作物となっていたことを見落としてはいけないだろう。

例えば、寛政・文化期以来、関東地方では醤油醸造業が広範に展開するが、これに伴い畑方生産物の大豆・小麦が原料として商品化されていった。水戸藩領でも文化期には富農による村方の酒・醤油の醸造業が広範に展開しはじめ、製品が多量に城下にも流入し町方の業者を圧迫していたことが、報告されている⁽¹⁷⁾。このような変化は、当然、醤油醸造原料である大豆、小麦の需要を増大させ、さらにその流通構造をも変化させていったのである。例えば、文政2年に水戸城下町方から出された訴えでは、村方に穀物商人が多くなり、大豆などを買い入れてしまうし、また村によっては穀物相場を立てて取引をしている所もある、と苦情を述べているという⁽¹⁸⁾。

ところで、関東地方の畑方では一般に年貢は石代納（定額貨幣納）であり、17世紀以来、高2石5斗あたり金1両の割合で納められていた。水戸藩においても寛永14年（1637）以来、米価は3倍以上に上昇しているにもかかわらず、この額は変更されなかった⁽¹⁹⁾。巨視的に全国各地方と比較しても、関東地方の畑方の実質貢租率は最も低く、また常陸も全国平均に比べて半分以下である（全国：21.4%⁽²⁰⁾、関東：10.5%、常陸：11.8%）。したがって水戸藩においても、市場条件によっては、この畑方生

注（15） 長野ひろ子『幕藩制国家の経済構造』（吉川弘文館、1987）で分析されているいくつかの常陸村落にはそのような傾向が出ている。

（16） 中村哲、『明治維新の基礎構造』（未来社、1968）前編 第3章。

（17） 児玉幸多編、『体系日本史叢書 産業史Ⅱ』山川出版 1969。また拙稿、「19世紀初頭武蔵国における地域形成の一原理」（『三田学会雑誌』69-8、1976）において文化2年の武蔵国下奈良村吉田家の経営について考え、その中で酒造・販売について分析した。同家の酒の販売は、下奈良村から半径10km以内の地域市場向けが87.3%（町方への販売がそのうちの15.6%）であった。このことから同家の酒造が地域市場を基礎としていることがわかるが、同時に、江戸市場への出荷も試行しており、「御初穂酒」として試験的に少量の出荷を始めている。これは酒造の例で醤油醸造とはもちろん異なった条件があるが、文化期の関東の村方の醸造業の展開を考える一例となろう。

（18） 「大高氏記録三五」、「水戸御用留二八」（前掲、『水戸市史』中巻2、p. 516）。また、太田村で村々から農民が穀物を持ち込み一種の市場が立っているという天保期の例が史料に見られる〔藤寛斎『菜園温古録』、日本農書全集巻3〕

（19） 前掲、『水戸市史』中巻3、p. 859。

（20） 中村哲、前掲書、p. 194。

産こそ余剰の生まれる可能性が高く、実質上の農民的土地所有の進展する場であった。⁽²¹⁾この税制上の利点と前述の大豆・小麦の需要の増大を考え併せたとき、文化期ごろから、常陸においても畑方が、従来考えられていた以上に有利な商品生産の場として浮上してきたことが考えられるだろう。

そのことは前に言及した長島尉信の言葉からも伺える。彼は家を興そうとする農民へ次のような助言を与えているのである。

「クメン成ルヨウニナリ、イカ成田畑ニアレ買求メ、トリツツカントスルイキホヒニナラハ、必田ハ求メヘカラス、随分ヨキ畑ヲエラミ、少々ハ価高クトモ買求メ、其畑エ山草馬ヤコエヲ成タケ多ク入レ、土ハ成タケフカクウナイ、他人ハヒロク作ルトモ、ソレニハカマワス随分地面ヲセマク作り、草ヲタヤシテツクルヘシ、畑ニアラサレハ困窮人ハモチタ、ズ、小田村ノ田畑ノ出辻ヲ見テ、畑ノ割合ヨキヲ知ルヘシ」⁽²²⁾

これは実は安政3年(1856)の著作の中での言葉であり、文化期とは半世紀の時間の隔たりがあるが、前述の諸条件から考えてこのような畑方の有利な状況の開始期は、平均すれば文化期まで遡れるといつてよいであろう。

さて、以上の概観から近世後期の常陸農村の状況をまとめてみると次のようになるだろう。近世後期の常陸農村は全体としては平均的土地生産性の停滞、手余り地・荒廃地の拡大、人口の減少がみられ、相対的に後進地であったことはたしかである。しかし、近世後期全体としてはこのような傾向が観察されるものの、そのなかで寛政・文化期を境として、それ以後、農業生産に有利な条件が成長しはじめ、人口も増加に転じた。この有利な条件としては、①貢租率の低い耕地の選択的耕作による貢租負担の軽減化、②生産性の高い耕地の選択的耕作による労働生産性の向上、③畑方作物の商品化の拡大等による農民的な小商品生産の成長、そしてさらに④文政期後半以降の穀物価格の上昇、⁽²³⁾が加わった。ただし①～④のような有利な条件の享受は、村により様々であり、中にはまさに「封建的自給経済そのものの衰退」と表現されたような困窮村も勿論あるが、その一方で上記のような諸条件に適応して富裕化してゆく村もあった。つまり全体としては、相対的な後進性はあるものの、文化期頃からは農民的な商品生産の展開を基礎とした成長への可能性がなかったわけではない。そして、以上に概観した常陸農村の状態は、当時の人々の認識の対象としてはそれほど単純なものではなく、多様な認識を生み出し得る可能性を持つものであったと言えよう。

注(21) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』(塙書房, 1961)の理論的な整理によれば、幕藩社会の確立期以来、もともと田方に比べ畑方、屋敷地は経済外強制が弱く、市場機会の展開に応じて農民余剰の獲得しやすい農地であった。

(22) 前掲、『おだまき』別録, p. 159。

(23) 例えば坂場流謙の『国用秘録』巻1には、文化期に実地に見聞した33村の村況が出ているが、そのうち流謙が貧村と判断したものは6村、富村が4村、一村内が南北で貧富が別れている村が一村あり、しかもこれらの貧富の村々はかなり混在している。また見聞の結果、貧富の原因としては、まず第一に農地の畝延の程度、第二に畑作の適否、第三は副業機会の存否をあげている。

3. 『勸農或問』における二面的現状認識

さて常陸の経済状況には前節で整理したような側面があったと考えられるが、後期水戸学の主流であった藤田派の農政論はこれをどのように捉えていたのだろうか。「封建的自給経済そのものの衰退」からくる危機と認識していたのだろうか。それとも商品経済の展開に晒され始めた「封建制の危機」と感じていたのだろうか。この節では藤田派農政論の現状認識と政策主張の関係に注意しながらその特質を検討する。ただし、ここでは藤田派の農政論を網羅的に取り上げることはせず、それらの代表である藤田⁽²⁴⁾幽谷(1774~1826)の『勸農或問』を中心に考察することにした。

水戸藩における農政論の活発化の契機は、寛政期(1789~1800)の改革気運の中で、下士、農民、町人を問わず広く農政改革意見の上申が求められたことによる。これに応じて多くの建白書が出されたが、⁽²⁵⁾『勸農或問』もこのような状況の中で寛政11年(1799)に書かれたもので、幽谷が26歳の時の著作である。文化文政期にも、同じような主旨の農政論は書かれているが、⁽²⁶⁾『勸農或問』は詳細でかつ論旨も明解であったため、影響力も大きく、藤田派の農政論の基本となっていた。その後の藤田派の農政論を見てみると、例えば幽谷の門人会沢正志斎(1781~1862)の『新論』(文政8年⁽²⁷⁾1825著)も尊皇攘夷思想の点では幽谷の思想をさらに発展させているが、農政論に関しては『勸農或問』の基本線を踏襲している。また幽谷の息子で天保改革期に改革派を主導した藤田東湖(1806~1855)の『東湖封事』⁽²⁸⁾などに見られる意見も『勸農或問』の政策の実現を主張しているものといつてよいだろう。さらに水戸藩の天保藩政改革で行われた領内一円総検地を初めとする農政改革は、まさに『勸農或問』の主張が、改革派に擁立された新藩主徳川斉昭の下で実現したものに他ならない。⁽²⁹⁾『勸農或問』の成立から天保検地まで実に四十年の時の流れがある。しかしその間『勸農或問』は藤田派農政論の基本であり続けたわけであり、この書を取り上げることで藤田派農政論全体⁽³⁰⁾の特質を考えることができるであろう。

ところで『勸農或問』の内容については、すでに多くの所で紹介されているが、今後の本稿の議論を分かり易くするために、構成・内容を簡単に概観しておこう。『勸農或問』は、上下二巻から

注(24) 藤田幽谷については、瀬谷義彦『水戸学の史的考察』中文館、1940、参照。

(25) 藤田派も含めて寛政・文化期の農政論を整理紹介したものとしては水戸市史編纂委員会編、『水戸市史』中巻2、1968、第11章、6節。

(26) 同様な主旨のものとして文化・文政期ごろに岡井蓮亭(1736~1812)により書かれた『制産論』がある。『制産論』については島崎隆夫「近世農政思想の一考察——幽谷を継承した人々——」(『三田学会雑誌』Vol. 52, No. 11, 1959)、同「近世経世済民論の一考察」(『社会経済史学』1960)。

(27) 『日本思想大系53 水戸学』岩波書店、1973、所収。

(28) 高須芳次郎編、『藤田東湖全集 第六巻』章華社、1936、所収。

(29) 水戸藩の天保農政改革の経緯については、前掲『水戸市史』中巻4。に詳しい。

(30) 以後『勸農或問』の引用は、高須芳次郎、『水戸学大系3 藤田幽谷集』(1941、水戸学大系刊行会)所収による。

なり、上巻では、まず「総論」で水戸藩の財政および民間が疲弊している現状が総体的に述べられ、続いてこの疲弊の原因が重要な順番に、「侈惰」「兼併」「力投」「横斂」「煩擾」の五つに分けて分析されている。続いて、下巻では、これらの弊因に対する対策が処理しやすい順に前巻とは逆に「煩擾」から始めて「侈惰」まで論じられている。この個々の節の論点は次のように要約できるだろう。

「総論」：元禄期までは民力が強く農業生産も盛んであったが、そのころより太平のなかで游惰に慣れて労働を嫌うようになり、また宝永期（1704～10）に増税があり正徳期（1711～14）頃から農民の離村や田畑の捨作りが目立ち始めた。その後、重く不公平な年貢諸役のために民間の疲弊がはなはだしく、現在（寛政期）の人口は享保期（1716～35）とくらべて7割、年貢は寛永期（1624～43）と比べて6割6歩に減少し、今の1万石は昔の6千6百石にしか当たらない。この民間の疲弊と財政の窮状を打開するためには農政改革を実施しなければならない。

「侈惰」：この民間の疲弊と財政の窮状の根本原因は、民が、収入が不足しているにもかかわらず贅沢で怠惰になっているからであり、このような気風が広がるのは、一つには商人や金持ちが贅沢の媒をするからであり、また一つには農民が田畑を失っても容易に町で賃労働で貨幣収入がえられるからである。したがってこの侈惰の弊を改めるには士農工商の格を厳しく立て直し、風俗を取り締まり、商人の力を制限すると同時に、農民は「財の余らぬよう不足なきよう」治めねばならない。

「兼併」：第二の原因は、「富商豪民」が商売などでもうけた金で、収穫に比べて石高が少なく貢租の軽い田畑を貧民から買い取ったり、田畑の売買にあたって「負高」という不正な手段を用い、買主には年貢負担が軽く売り主には重くなるように取引していることである。このため土地台帳と実際の田畑の保有状態は大きくずれており、年貢の不公平を生み、富者はますます富み、貧民は富者に吸い取られますますます貧困になっている。これを改めるには、検地を行い実際の土地の広狭、肥瘦に応じて貢租を取れるようにせねばならない（これを「均田の法」と呼ぶ）。またその上で「限田の法」を定め、各農家が耕作できる範囲内に田畑の所持を制限することまで進まねばならない。

「力投」：「伝馬・歩夫」などの夫役に農民が酷使されるために民力が養われない。特に「高掛け」（田畑の所有高に比例して夫役を勤める）のために田畑持ちのみが大きな負担を負っている。この弊害を改めるには夫役を「面掛り」（人頭割り）にするべきである。

「横斂」：正規の貢租の他に様々な筋の通らない細かな課税を付け加えているために農民は苦しめられている。このような不当な貢租は全て廃止すべきである。しかし、このことにより歳入が減少する。そこで、畑方の「石代納」（貨幣納）を改めてこれを補う。「石代納」は百年以上に亘って改正されておらず、穀物価格の実勢から大きくずれており、これを改めることはまた極めて正当なことである。

「煩擾」：行政・法令が繁雑で訴訟や民政の事務に余計な手間や時間がかかり民の負担を増している。無駄な法令を廃止し、法令を簡素にし、不要な役人を省く一方で人材を抜擢し、無駄のない組織と責任体制を作ること、この弊害を除くべきである。

さて、以上に概観してきたことを参考としながら『勸農或問』の現状認識について整理して検討してみよう。幽谷は、農政上の問題点を上記のように重要な順に「侈情」「兼併」「力役」「横斂」「煩擾」の五項目に整理しているが、第一の「侈情」と第三項以下の「力役」「横斂」「煩擾」とは問題の性格が明らかに異なる。第一の「侈情」は「風俗」・「人情」に係わるものであり、要するに貨幣経済の侵入に伴う農民生活の変化から起こる社会・風俗の問題である。これに対して第三項以下は制度上の不備・欠陥の問題である。また、第二項の「兼併」は風俗・人情と制度の両方の問題が混在したものである。つまり貨幣経済の進展に伴う貧富の分解という点では前者であるが、貢租制度が公正に維持されておらず、そのために貧富の差を拡大しているという点では後者の問題といえよう。

もっとも、幽谷は、『勸農或問』の五項目をたてるに当って、この問題点の二分類に則ったとは、明言はしていない。しかし、本書のなかで、幽谷がしばしば「時の弊」と「法の弊」という二つの概念を使い分けていることに注意すべきだろう。つまり「風俗」・「人情」の変化に係わる問題は「時の弊」であり、他方、後者の制度上のものは「法の弊」と表現すべき問題である。この点から考えて、幽谷の頭の中には二つの大きな問題の区別があったことが窺える。そして幽谷が根本的な弊因の筆頭に持ってきた問題は前述のように「侈情」と「兼併」である。このことは、単なる制度上の問題よりも、何らかの形で「時の弊」に係わるものを農政の根本的な問題として幽谷が重視していたことを意味している。すなわち、それは貨幣経済の進展に伴う貧富の分解と「侈情」に慣れた精神の問題である。このことを確認したうえで、この「侈情」と「兼併」という二つの問題について『勸農或問』がどのような現状認識をしているかを見てみよう。

貨幣経済の進行がもたらす影響についての幽谷の基本的な認識は、上の要略からも分かるように、風俗が華美になり「一年の入用は昔に五倍十倍しても足らざれば、百姓の困窮日々に甚だしき」⁽³¹⁾状態だというものである。このように貨幣経済が華美を招き農民経済に破壊的な影響を与えるという考え方は、近世の経世家の主張としてはごくありふれたものである。また、一般的にいっても、貨幣経済が未熟な農業生産力しかないところに侵入した場合、侵入のしかたによっては小農民経済に破壊的な影響を及ぼすことがある。これに対して、貨幣経済と農業生産力がある程度のバランスを保って拡大する場合には、富農層の形成への展望が生まれてくる。では、『勸農或問』での幽谷の認識はどうなのであろうか。

この点に関して幽谷は、基本的には貨幣経済が「民間の疲弊」・「百姓の困窮」を招いていると認識しているにもかかわらず、はからずも貨幣経済が農民の生活に有利に作用する側面を所々で吐露している。その一つは農間余業や畑方作物の商品化の与える影響である。例えば、次の二文を見てみよう。

「商をすれば利潤も多く、骨を折ることなく、利潤の余りにては分限の外に奢りても、農業ばかり

注(31) 同上、『勸農或問』p. 25。

りかせぎて儉約せし時より暮らし有余なり、田地の高をへらし作らざれば、それだけ役につかはること少なし⁽³²⁾」

「少しも利口なるものは、皆々骨折らずして金銭を儲けくらす工夫するゆえに、百姓の内田畠を多く作るものは稀なり、南領などには百姓人別にて、わづか高三⁽³³⁾、四石を持ち、家居を美麗にし、数百金をたくはえる者多しと云⁽³⁴⁾」。

これらの例は、要するに農業外稼業の収益性の方が高いために農民が耕作規模を縮小してしまうという現象であり、領主的な観点に立てば歳入の減少の原因となる深刻な問題であった。そして、上の引用の前後の文脈から言えば、幽谷がこの領主的な問題意識から書いていることは確かである。しかし、そこに書かれている現象は、農民にとっては、違った意味がある。それは、農業外収入からの家計補填を踏み台にして収益性の低い田畑を棄て、収益性の高い田畑のみを選択的に耕作できるという状況である。その場合、田畑の取捨選択の基準は、実質貢租率と商品作物の収益性に他ならない。幽谷が単なる頑固な儒者に留まらないのは、この側面にも注目している点だろう。

「幸いに（農民が）游惰にならずして、農業を事とするうちにも、亦一つの惰ありて散田棄作とて、己が力も余り有り、土の性もよくとも、経界の政正からずして、賦税に厚薄の損得ある故に、出来べき良田をわざと棄作にし、皆引になること也、貧民御救いの為め免さぐれば、此免の折れたる所計をよく耕し、其外をばわざと荒す也⁽³⁵⁾」。

「貴賤一とうの弊風とは云ひながら、近来民間婦人女子の侈奢以の外夥し、且つ百姓おごれる故、畠を作るにも食物にはならずとも、当座銭の多く取れる物をつくる、当座の銭自由にて妄りに費やし易きは、極て後の困窮となるゆえに、侈奢除かざれば何程免をさげ御救ひ有之ても、人別を増やしたり共、田野の荒蕪せざるようには成まじき也⁽³⁶⁾」。

ここで、幽谷は、荒蕪地拡大の要因として賦税が田畑の実勢に相応していない点と畑方の商品作物生産とをあげている。しかし、その原因を説明するにあたって、田畑の選択的耕作も商品作物生産への転換も農民に利益があるからこそ行われていると認識している点は重要である。つまり、幽谷の描写している状況は、作物の販売と雇用の両面での市場機会の成長が、耕地の選択的耕作を伴いながら、結果として農民に利益を拡大する可能性を与えているという状況に他ならない。このような点を見てみると、幽谷は貨幣経済が農民家計を破壊するという側面を声高に主張しながらも、その一方でそれが農民家計に利潤をもたらすという側面も認識していたと考えねばならない。そしてこの両面を認識しながら、基本的主張としては前者の破壊的側面を強調している。ここに幽谷の農政論の特質があるといえよう。

注 (32) 前掲、『勸農或問』p. 26。

(33) この部分は流布している諸本では「高三四百石」となっている。しかし、これは明らかに誤りであり常陸でわずかな高といえは、「高三四石」であろう。

(34) 同上、p. 32。

(35) 同上、p. 33。

(36) 同上、p. 38。

さて、もう一つの重要な弊因である「兼併」による貧富の差の拡大についてはどうであろうか。実はこの問題についても幽谷は矛盾した二つの認識を抱えている。一つの認識は先にまとめたように農民層の両極分解により零細農が没落し、貧民の不幸を招くとともに領主財政の基礎を掘り崩しているというものである。すなわち、富者は「手前にては下の位にて上に当る土地、或はもと窮民の持ちにて、過半に免の折たる所を、金の勢にて擇取買ひ、又は初に云たる如き貧き民と、相対にて高を元地主へ負せ、手前へは高なし同やうの土地を持ことなり、故に富民の土地は次第に肥え、貧民の土地は次第々々に瘦、取実⁽³⁷⁾は少なくして、賦役は多くかかる、元来愚慥の者故、しばらくの間はせつなき思ひをして、年貢を償ひ諸役を勤むれども、後には間に合わず、棄作にするか、或は家業を打捨て、四方へ離散するより外なし」といった形で貧富の差が拡大する。結果として「豪民の余りたる財を以て貧民の持分を併せ取、富者は益富、貧者は益貧に、膏腴の地悉く富豪のために吸とられて、民の多幸遂に国の不幸となる⁽³⁸⁾」というのである。つまり、貧富差が益々拡大している一因は、貧富の差を生み出すような社会の変化が元々あるにもかかわらず、その上に「経界正しからざる」（耕地の広狭・肥瘦と貢租の負担額が相応していない）状態が放置されているためだと考える。したがって、弊害への対策として経界を正すこと、すなわち検地を実行し弊害を除去することが重要となる。そして、この検地論が幽谷ならびに藤田派の農政の基本主張となったのである。

しかし、このような「兼併」の強調の一方で、幽谷はしばしばそれとは矛盾した認識も表明している。それは常陸の経済情勢のもとでは「大百姓」が土地集積をしても、経営が困難であるという点だ。幽谷は、「奴婢の給金、小作人の骨折賃次第に貴くなりて、後は作り取にても自分耕作せず、物入多き故大に有余はなく、困窮日々に甚しかるべし⁽³⁹⁾」というように、農業奉公人賃金の上昇と小作人取分の拡大により、他人労働力を必要とするような「兼併」農家が経営難に陥り、しばしば没落していることを認識しているのである。

この幽谷の認識はおそらく当時の状況の一面を客観的に把握しているといっていよう。前節で述べたように常陸の人口は寛政・文化期には減少から漸増に転じる最低点にあった訳であり、「地ハ余リ有テ人ハ足ラズ⁽⁴⁰⁾」という状況であり、奉公人賃金・小作人取分は当然のこととして上昇した。このためしばしば越後などから農業奉公人の誘致が試みられたことが史料に残っているが、これもこのような労賃の上昇から起こったことであろう。たとえば、寛政期に比べればすでに人口の漸増傾向が進んでいた天保11年においても、農家奉公人払底、給金高騰の対策として越後からの奉公人誘致が試みられ、許可願いが藩に出されている⁽⁴¹⁾。また、このような奉公人誘致に対して幽谷は、文化4年（1807）の『丁卯封事』の中で、根本的解決にならないと反対しているが、これらの⁽⁴²⁾

注（37） 同上，p. 48。

（38） 同上，p. 39。

（39） 同上，p. 37。

（40） 同上，p. 9。

（41） 「大宮町御用留」（前掲、『水戸市史』中巻3，p. 650 所収）。

（42） 菊池謙二郎編『幽谷全集』1925.6，p. 600。

ことはいずれも常陸における農家奉公人賃金の上昇を物語っている。そして幽谷はこのような労賃の上昇により、むしろ寛政期には「昔の豪民の旧きもの今は多くつぶれて、今の兼併は大半新しきものども」⁽⁴³⁾に替わっていると認識している。

ところで、2節でも検討したが、当時の経済史的状況に、より以上適合するのは、むしろこの後者の認識、すなわち人口の減少・労賃の高騰による一定規模をこえる上層農の困窮の方だろう。もちろん、田畑の売買取引に際して比較的収益性の高い田畑がより経済力のある農民の手に渡ってゆく傾向はあったであろう。しかし、その傾向は、幽谷が言うように農民層の両極分解につながるわけではない。事実、近世後期の常陸では豪農が土地を集積し貧富に両極分解した村はむしろ少なく、一般的には上農層と零細農が次第に減少し3石から11石の中農層に集中していったと言われている⁽⁴⁴⁾。一方、幽谷も指摘していることだが、このような変化の中から、寛政期には新「兼併」豪農が発生しはじめていたことも報告されている。しかし、この新たな豪農は土地経済にのみ基礎を置いた旧「兼併」豪農と違い、田畑の保有は多くても20～30石以上には拡大せず、補助的な労働力を雇用しておこなう田畑手作と商業・醸造業などを重要な基礎にして経営を展開した者たちであり、農民の両極分解を引き起こす程の土地集積はおこなわなかった⁽⁴⁵⁾。

また、耕地の広狭・肥瘦と検地帳・貢租額が一致していないという欠陥も、必ずしも幽谷が強調するように、一部の兼併の豪農にのみ利用されたわけではない。そのことを、畑方の耕地が村の中の諸階層によってどのような割合で保有されていたかで考えてみよう。前節でも述べたように畑方は近世後期常陸においては、百年来一定の貨幣納であったために税制上有利で一般的に収益性の高い耕地であった。したがって、各階層の名請地の中で畑方がどの程度の割合を占めているかを調べることで、有利な耕地の片寄りをかたを見ることができる。例えば水戸城下周辺の五ヶ村の天保検地のさいの調査によれば、上層農のみが特に高い割合で有利な畑方を保有していた訳ではなく、むしろ中層農から上層農にかけての幅広い農民が下層農にくらべて高い割合で畑方を保有しているという傾向がでている。また五村のうち二村は中層農のほうが上層農よりも高い割合で畑方を保有している。つまり、この例では、有利な耕地は一部の豪農に一極的に集中していたというよりは、中層から上層にかけての広い範囲の農民によって高い割合で保有されていたといえる。またこのような例は常陸の諸村に関して他にも報告されている⁽⁴⁷⁾。

こうした状況を幽谷がどこまで事実即して認識していたかは分らない。しかし注意すべきは、幽谷は「膏腴の地悉く」吸い取る「兼併」の豪農を強く批判しながら、その一方で、常陸では「兼併」が進行しないという状況も大筋として把握していた点だろう。つまり、ここでも幽谷は二つの矛盾する現状認識をしている。そして、そのうち一方の「兼併」の弊害の面のみを強調してい

注(43) 前掲、『勸農或問』p. 54。

(44) 木戸田四郎、『明治維新の農業構造』。

(45) 前掲、『水戸市史』中巻3、第16章、第4節。

(46) 同上、中巻3、p. 825。

(47) 例えば、前掲 長野ひろ子『幕藩制国家の経済構造』p. 80 の那賀郡津田村など。

るのである。

4. 藤田派農政論の思想性

それでは、このような実態を認識しながらも、幽谷はなぜ全巻を通じて農村における貨幣経済の破壊的側面を強調し、また「兼併」の弊害を極めて強く攻撃しているのでしょうか。

この点に関して第一に考えるべきことは、幽谷の危機感の一中心が「田野日々に荒れ、租入歳に減ずる⁽⁴⁸⁾」という言葉からもわかるように、つまるところ領主財政の崩壊という点にあることだ。またその対策として百五十年来一度も手をつけたことのない領内一円総検地という極めて強硬な政策を主張している点も注目しなければなるまい。この検地がいかに困難なものであるかは、のちの文化4年(1807)の『丁卯封事』で幽谷自身が「検地は制度紀綱の大本が立たなければ容易に着手できるものではない⁽⁴⁹⁾」(大意)と述べていることから分かる。そして、このような強硬な政策を主張するにあたっては、「兼併」を行う豪民の弊害を実際以上に強調する必要があったのではないだろうか。

ところで、領内一円総検地の困難さの原因は、なによりも農民の強い土地保有意識であった。幽谷自身、近世という時代にあっては「制度大いに違い、田は皆百姓の私田と成りて、其の多少各同じからず。公儀にては只だ年貢を収むるばかりにて、田地は百姓の持ち分なれば、その多少並びに授受の事、公儀の勝手になるざることなり⁽⁵⁰⁾」ということを認識せざるを得ない状況であった。

検地を行い、領主財政を立直すには、なによりも、この強い農民の土地保有意識に対抗する論理を提示する必要があった。そして幽谷によって選ばれた論理は、「兼併」の弊害を実際以上に強調することにより、領主自らが貧富の間の社会的調停者として農民の土地保有に手を付ける正当性を主張することであった。すなわち何故検地をするかという、「検地ということを為し、民の私業の上には奪はざれども、その瘦腴に随て上中下の位を分ち、広狭によりて幾石幾斗の数を定めしかば、豪民独り利を占むること能はず⁽⁵¹⁾」というように豪民の利を抑え、豪民に対して貧民を守るためと論じようとしたのである。

近世の農政論においては、しばしば全ての民にとって公平な制度として中国古代の伝説的公地公民制である井田法が理想とされた。しかし上にも述べたように、「田地既に民の私産たる⁽⁵²⁾」ことを認識している幽谷にとっては、農民の保有権のそのような完全な否定は理想ではあっても非現実的であった。そして、農民の保有権に手を付け得る可能性があるとするれば、「井田の法は今に行うべからず、その意は万世といえども用いずんば有るべからず⁽⁵³⁾」とあるように、「聖人の遺意⁽⁵³⁾」を汲み、

注(48) 前掲、『勸農或問』p. 34。

(49) 前掲、『幽谷全集』p. 603。

(50) 前掲、『勸農或問』p. 16。

(51) 同上、p. 46。

(52) 同上、p. 46。

(53) 同上、p. 17。

その趣旨を時代の現実に合せて生かした仁政の実行者として領主が出現しうる時において外にありえなかった。「兼併」の弊害の強調はまさにこのような形で領主権を出動させ、検地により藩財政の封建的基礎を立て直すための必要条件であったといえよう。

しかし、前述のような二面的現状認識のうちの一側面のみの強調や百五十年来初めての領内一円総検地の主張は、はたしてこのような封建領主階級としての利害認識からのみ行われていたのだろうか。この点を考えるために、『勸農或問』以降の藤田派の農政論の傾向について検討してみる必要がある。

そこで第一に注目すべき点は、『勸農或問』から天保十年(1839)の水戸藩総検地まで実に40年間の永きにわたって、藤田派の農政論の主張が基本的には変わらなかったことである。『勸農或問』の執筆は幽谷25歳の時であったが、その後51歳のときの『乙酉封事稿』まで、幽谷は、その生涯の間に23編の封事あるいは封事稿の類を書いている。このうち、すくなくとも文化9年(1812)⁽⁵⁴⁾ 39歳の時に書いた『壬申封事』までは、農政に言及する場合には、幽谷はその根本的な対策として「先一人一人の田地の境目をよく立候事」すなわち検地の実行を強く求めている。この検地の主張は幽谷の後継者にも引き継がれている。幕末の尊皇攘夷運動に極めて強い影響を与えた会沢正志斎の『新論』(文政8年、1825成立)⁽⁵⁵⁾でも農政の重要施策として「田里を均くして兼併を除」くことが挙げられている。また幽谷の息子で天保検地の実行ブレインであった藤田東湖も勿論「民の苦しめる故由は一筋ならざれども、田畠の経界正しからざるは最も其盛衰にあずかれり」と述べているように、幽谷以来の検地論の忠実な継承者であった。⁽⁵⁶⁾

しかし、第一節でみたように、この40年の間に常陸農村の経済状況はかなり変化してきたはずである。したがって、藤田派農政論が終始一貫していたということは、経済状況の変化にもかかわらず変わらなかったということであり、経済状況に対する藤田派農政論の非弾力性を表すものである。

ただし、興味あることには、幽谷自身に限って言うならば、彼は、こうした農村経済の変化を遅くとも文政中期には明確に認識していた。文政7年(1824)の『甲申封事稿』で、幽谷は「仁政之効しにて百姓人別相増申候而何程にても田地を為作候間人別多きに随ひ荒地も開け候而宜候」と常陸の農村経済の復興傾向を述べている。また、こうした認識のせいか、幽谷の封事では、検地の実行の明確な主張は前述の文化9年(1812)の『壬申封事』が最後であり、その後の文政2年(1819)の『己卯閏四月廿四日封事稿』では「正経界の事杯人々の口癖に申候へ共其病原并に療治の手段明白に相分り居り不申候ては空論に御座候」と、むしろその困難さを指摘している。つまり、幽谷自

注(54) 前掲、『幽谷全集』所収のもの数。

(55) 藤田幽谷『壬申封事』(『幽谷全集』p.657)。

(56) 会沢正志斎の『新論』(前掲、『日本思想大系53 水戸学』所収)p.109。

(57) 藤田東湖「常陸帯」(前掲、『藤田東湖全集 第一巻』1935.11)p.459。

(58) 前掲、『幽谷全集』p.728。

(59) 同上、『幽谷全集』p.676。

身に限っては、文政期になると従来の強硬な検地実行論に一面では揺らぎが出ていると言ってよい。それにもかかわらず、藤田派全体としては検地の実行を中心とした農政論を主張しつづけていたのである。この点からも、藤田派農政論の非弾力性が窺えよう。

第二に注目すべき点は、『勸農或問』以後の藤田派の農政論を見たとき、多くの紙幅を裂いて詳細に農政を論じたものが、実は殆どないと言う点である。其の中で比較的詳細なものといえば、文化4年(1807)の幽谷の『丁卯封事』あるいは文化9年(1812)の『壬申封事』ぐらいであり、それとても、基本的には『勸農或問』の内容の要約した繰り返しに近い。勿論、幽谷自身のものを含め、藤田派の著作では殆どどの場合も、農政を「内憂外患」に対処するための最も基本的な政治として重視している。しかし、そのような重視にもかかわらず、裂かれている紙幅は概して少なく、また、それぞれの時点での現状分析に基づいた主張とはとても言えない。むしろ終始、『勸農或問』の主旨がその狭い紙幅の中で、スローガンのように繰り返されていると言ってよいだろう。従って経済状況の認識という点に限れば、文化期以降の藤田派の農政論(とりわけ「兼併」攻撃——検地論)には、言われているように、「経験論的認識の排撃」に基づく「儒者の頑固」な主張⁽⁶⁰⁾という側面がなかったわけではない。

しかし、前節でみたように、二面的な認識ではあっても、元来、幽谷の農政論には農村経済に対する鋭い経験論的認識があったのである。したがって、思想史的な観点から問題となってくるのは、なぜ二面的な認識の一方が強調され、また当初はあった経済に対する経験論的認識が後退していき、政策主張がスローガン化してゆくのかという点だろう。

この問題を考えるためには、藤田派の思想全体の中で、農政論がどのような役割を与えられていたかということを検討する必要がある。従来、藤田派農政論は「内憂外患」の危機の認識と密接に結びついたものと言われてきた。つまり、危機に対処するために、軍勢力を再建しかつ士民の心を掌握しなければならないが、その基礎として農村経済の復興を目指したものが藤田派の農政論と考えられてきた。そして、確かに、本節の前半で述べたように藩財政の封建的な基礎を再建しようという見通しをもったものであった。しかし士民の心を掌握するには、ただ単に農村経済の復興を行うのみで十分と藤田派の人々は考えていたであろうか。

幽谷の最も初期の封事であり、藤田派の政治思想が総合的に述べられている『丁巳封事』(寛政9年、1797)には、既に農政をも含めた注目すべき政治観が出ている。この封事で幽谷は次のように論じている。すなわち当時、外患の切迫にもかかわらず人々は「皆宴安に溺」れ、「当路の人は率⁽⁶¹⁾ (おおむね) 無為を喜 (この) み、常に鎮 (しず) むるに静を以てす」る状態である。このような時に、社会不安を起こさないようにする「鎮静の術を用ふる」ことは悪い状況を助長するような物である。今は、元寇に際して蒙古の使者の首を斬り天下の将士の心をまとめた「北条の経略」のごときものが必要な時であり、「一国の士大夫を激励するの術」を行うべきだ、と。およそ、このような主張である。

注 (60) 前掲、芝原拓自『明治維新の権力基盤』(御茶の水書房 1965) における芝原氏の評価。

(61) 前掲、『日本思想大系53 水戸学』pp. 31～32。

これは要するに、外患に対し主に軍事的観点から国内の精神的結束をかめる手段をとる必要性を論じたものである。そして、幽谷にあっては農政が属する「内政」も「鎮静の術」ではなく「激励するの術」として作用することを要求されることになる。上述の主張にすぐ続けて、幽谷は「内政」に次の様に言及する。「夫れ無事の日に在りて、戦を教ふるの事をなすは、固より平地に波を起こすの嫌あり。然れども有為の君は、安きに危きを忘れず、必ず内政を作して、以て軍令を寓す」。文脈から考え、「内政を作⁽⁶²⁾し」ということは、同時にここでは明らかに一連の「平地に波を起こす」ような「激励するの術」の一部であり、そのような政治的效果を持たなければならないのである。

したがって、そうした政治的效果を考えた時、幽谷にあっては仁政の内容も変わってくる。『丁巳封事』の十年後の文化4年(1807)の『丁卯封事』⁽⁶²⁾で論じているところによれば、「士民の心を得候は仁政に在候事勿論」なのだが、その仁政は「当世の上にて物ごとに中を取り候」ものでは、かえって「政理の妨げ」となり「為政には寛ならず猛ならずと何とも止りところなき姿に相成」というように考えられていたのである。文化9年の『壬申封事』の言葉を引くならば、農政において何よりも必要なのはただ単なる仁政ではなく、「非常之御英断」⁽⁶³⁾である。そしてそこには、実施される政策の内容が仁政でなければならぬと同時に、その政策が「非常」のものであることそれ自体が「士民の心を得」るのだ、と言う政治的效果への認識があったと言うべきだろう。藤田東湖が「旧弊と申候は賄賂、権門等の弊には無之、やはり姑息の弊に御座候」⁽⁶⁴⁾と述べ、「別而穩当々々と申様」な政治態度をなによりも強く批判し「非常の御決断」を求めているのも同様な政治的認識と読むべきであろう。

こうした意味では、藤田派が主張した領内一門総検地の実施は、水戸藩だけではなくどこの藩でも百五十年來手をつけたことのないものであり、「非常之御英断」であることは間違いがなかった。例えば、藤田派の吉成郡宰が検地にあたり、磔の柱を三本用意し、二本は反対する農民への威嚇とし、一本は万一の場合の自分用にすると述べた⁽⁶⁵⁾のなどは、「士大夫」の意識の上でこの検地がいか

に「非常」なものであったかを象徴しているといえよう。しかも、土地税制に形式上の不公正があることは事実であり、かなり広範な農民がその制度上の不備を利用しているとしても、検地に正面から反論する論理を組み立てることは難しかった。これに対して、『勸農或問』(1799)から『常陸帯』(1845)まで常に繰り返される藤田派の農政の標語とでも言うべきものは、当時の人々にとって極めて明解であったと思われる。それは孔子の「寡きを患へずして、均しからざるを患ふ」⁽⁶⁶⁾という平等主義であり、「仁政は必ず経界より始まる」⁽⁶⁶⁾(孟子)

注 (62) 前掲、『幽谷全集』pp. 575～576。

(63) 同上、p. 651。

(64) 藤田東湖「壬辰封事」(前掲、『藤田東湖全集 第六巻』1936.1) p. 132。

(65) 前掲、『水戸市史』中巻3、p. 773。

(66) 例えば、最も初期の『勸農或問』(前掲書 pp. 263～264)と天保検地後の『常陸帯』(前掲書 p. 470)で全く同様にこの二つの孔孟の語が使われていたが、この間の著作でも常に繰り返し引用されている。

(67) 前掲、『新論』p. 109。

(68) 藤田幽谷「丁巳封事」(前掲、『日本思想大系53 水戸学』所収) p. 33。

という仁政の基本としての検地即ち公平な税制の主張であった。そしてそれは同時に「田里を均しくして兼併を除き、姦民を去りて罷情を懲し……」⁽⁶⁷⁾という邪な豪民への攻撃であり「弱きを扶け強きを抑へ……」⁽⁶⁸⁾という弱者への保護の主張である。藤田派の人々にとってはこれらは当面は何人も否定しがたい正義と考えられていたのである。

こうした当面の「正義」を「非常の御決断」もって行うという非常性と実行力それ自体こそが藤田派にとっては重要なものであった。政治的效果としては、この非常性と実行力こそ「士民の心を得る」「激励するの術」として作用すると認識していたのである。それだからこそ、「兼併」の弊害を幽谷は経験的認識以上に強調し、また文化期以降の農村経済の変化にもかかわらず、寛政から天保まで40年間藤田派農政論は終始一貫して領内一円総検地を軸とした「非常」の農政を主張し続けたのであろう。

5. まとめにかえて

以上に見た『勸農或問』に代表される藤田派の現状認識とその農政論の特質をまとめると次のようになるだろう。『勸農或問』の書かれた寛政期は確かに農民の生活にとっても領主財政にとっても非常に深刻な時代であった。しかし、その厳しさの中からも、貨幣経済の進展に伴う商品生産や有利な耕地の選択的耕作など農民の経営にとっては、特殊関東農村的な形ではあれ、有利な条件が芽生えつつあった。『勸農或問』において幽谷は、この厳しさと新たな可能性の両面を認識していた。そして、農民にとっての新たな可能性は領主財政にとり危険な物と認識し、その芽を均田、限田、抑商という政策で摘み取ろうとした。ここには典型的な「封建反動」としての『勸農或問』の特質が見られることは確かである。

しかし、藤田派の農政論の思想的性質はそうした階級的利害の主張に留まる物ではなかったのではないだろうか。後期水戸学の性格については、それを常陸の社会経済的状態・政治史的状况に規定されるものと考え、その封建的性格を指摘する見解があるが、その一方で、後期水戸学の尊皇攘夷論の真の目的は「幕藩体制そのものではなく、幕藩体制を当面の具体的内容とする所の、日本の国家の統一性と強化」という国家主義的志向であったという見解がある。⁽⁶⁹⁾ 本稿では、『勸農或問』以降における経済状況の変化に対する藤田派農政論の非弾力性とスローガン化、さらに藤田派の思想体系の中での農政論の意味を検討し、この後者の見解に一致する側面が農政論それ自体のなかに有ることを見いだした。それは具体的な政策内容としては封建反動の性格を持つものではあったが、政策内容の実現それ自体よりも、実現に向けて発揮される非常性と実行力により「民志を一に」(『新論』)することを至上目的とした農政であったと言えよう。(経済学部助教授)

注(69) 尾藤正英「水戸学の特質」(『日本思想大系53 水戸学』1973所収)。また同様な見解は尾藤正英「尊皇攘夷思想」(『岩波講座 日本歴史13』1977所収)。尾藤氏とはほぼ同じ見解に立つものとして、橋川文三「水戸学の源流と成立」(『日本の名著29 藤田東湖』中央公論社、1974所収)。